

## 「生活習慣病管理料（I）（II）」について

国の診療報酬改定により、高血圧症、脂質異常症、糖尿病で算定していた『特定疾患管理料』が『生活習慣病管理料』に変更となりました。

- 2024年6月の診療報酬改定に伴い、一部の疾患において、今まで診療所で算定していた『特定疾患管理料』が、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行することになりました。
- 高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とし『特定疾患管理料』を算定していた方は、2024年6月1日から『生活習慣病管理料』へ移行します。
- この改定によって、対象となる方には、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名（サイン）を頂く必要があります（初回のみ）。
- 全身状態に応じ、28日以上長期処方やリフィル処方箋の発行を行うことができます。